

大学院工学研究科 博士前期課程 交通機械工学専攻における  
修士論文審査基準に関する申し合わせ

平成 25 年 6 月 4 日  
交通機械工学専攻

(1)本申し合わせは、大学院設置基準（平成 18 年 3 月 31 日改定、文科令 11）第 14 条の 2 に定める学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたり、客観性及び厳格性を確保するための基準を定める。ここで定める基準は、修士論文の審査に必要な最低限の基準とし、学位論文の水準向上を図るために更なる努力を怠ってはならない。

(2)修士論文の審査にあたっては、次の点を考慮して評価を行う。

1. 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
2. 従来の研究が適切かつ十分に検討・吟味されていること。
3. 研究の実施内容や結果、考察が明確で、論理展開が一貫していること。
4. 実験内容、研究内容にオリジナリティがあること。
5. 参考文献等が適切に引用され、論文としての体裁が整っていること。

(3)修士論文の内容が、下記のうち、少なくとも 1 つを満たしていること。

1. 審査対象となる修士論文の内容の全て、あるいはその一部が学協会およびそれに準じる機関の発行する論文誌、機関誌等に掲載されている、あるいは掲載確定であること。ただし、査読の有無、著述言語は問わない。
2. 審査対象となる修士論文の内容の全て、あるいはその一部が大阪産業大学論集に掲載されている、あるいは掲載確定であること。
3. 審査対象となる修士論文の内容の一部が国内外の学術団体が主催する研究発表会（学会、研究会、国際会議など）において発表済み、あるいは課程修了後に発表が確定していること。
4. 審査対象となる修士論文の内容が公表されている（本学ホームページ上での公表を含む）こと。

ただし、上記 1. 2. については、第一著者は当該学生あるいは指導教員（本学以外も含む）および指導補助教員（授業担当教員ならびに当該学生が所属する研究室に在籍する講師、助手を含む）、3. については登壇者（ポスター講演については主たる発表者）に限るものとする。

#### 附則

この申し合わせは、平成 26 年度入学者から適用し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。